

# わが国における近代スポーツの展開過程に関する実証的研究 —「明治神宮競技大会」の戦時体制化をめぐって—

Positive Research on the Developmental process of Modern Sports in Japan  
—on the Militarization of Meiji Jingū Athletic Meeting

加賀 秀雄  
Hideo KAGA

1924年に「明治神宮競技大会」が嚆矢の声をあげて以降、1943年にその開催の終焉に至るまで、19年間に及ぶ歴史的軌跡は、わが国における唯一の総合的なスポーツ大会として、日本近代スポーツ史に画期を刻したものであった。

本稿のねらいは、この「明治神宮競技大会」が、1930～40年代の戦時体制化へと移り変わり行く時代状況の下で果たした歴史的社会的役割を検証することによって、その歴史的な性格を明らかにすることをねらいとする。

キーワード：近代国家、スポーツ政策、明治神宮競技大会、戦時体制化

Modern nation, sportspolicy, meijijingū athletic meeting, militarization

## はじめに

本稿は、前年度に引き続き「明治神宮競技大会」（以下、「大会」）の成立とその展開過程に関する継続研究である。

1924年に成立し、展開を見たこの「大会」は、「全国体育デー」の設置及び、第8回オリンピック・パリ大会への国庫補助金の交付と並んで、スポーツが国家の政策対象となって具体化した重要政策の一つとなったことは、すでに明らかにしたところである<sup>(1)</sup>。

この「大会」の主旨は、「明治大帝の御聖徳を懽仰することともに、「国民の身体鍛錬並精神の作興」<sup>(2)</sup>を目的としたもので、第1回大会（1924年）が開催されて以降、第14回（1943年）を以てその終焉にいたるまで、19年間に及んで継続され、開催された国内における唯一の総合的なスポーツ大会であった。

しかしながら、第10回（1939年）以降の「大会」に関しては、国内、国際情勢の政治的展開を反映して、従来の「大会」の性格が大きく転換され、戦時体制化の道へと変貌していく過程を辿ることになった。

本稿では、この第10回以降の「大会」が戦時体制化

へと向かう過程に向けて、その研究視角を設定する。これにより、「大会」をとりまく時代状況との関連において、その歴史的社会的役割を検証し、「大会」が果たした歴史的な性格を、以下に明らかにしていくことを主たるねらいとするものである。

## 1. 1930～40年代にいたるスポーツの展開状況

1931年、わが国による中国東北部への軍事的、経済的な侵出に伴って起こった、所謂満州事変の勃発は、大東亜共栄圏の建設を国策とした日本と、中国、アメリカ、イギリス等列強との対立関係を一層深刻化させ、やがて1937年日中戦争、1941年太平洋戦争へと戦火が拡大されていき、わが国は15年戦争へと一路突き進むことになった。

このように緊迫化の度を深めた国際情勢を反映して、国内的には、「国民精神総動員」が閣議決定され、「挙国一致」、「尽忠報国」、「堅忍持久」をスローガンとする組織的な国民運動が展開されるようになり<sup>(3)</sup>、さらに、1938年「国家総動員法」が制定され、労働、経済、物資、施設等、国民生活全般に亘る国家統制が確立す

るにいたった<sup>註2)</sup>。1941年太平洋戦争の勃発は、そうした国内における戦時体制の確立を背景にして開始されるとなるとなった。

こうして戦時体制に呼応しうる国民像の形成が具体化し、「東亜新秩序ノ建設」を目ざして、「皇国ノ道ノ修練ヲ旨トシテ国民ヲ練成シ、国民精神ノ昂揚、知能ノ啓培、体位ノ向上ヲ図リ、産業並ニ国防ノ根基ヲ培養シ、以テ国力を培養シ外ニ八紘一字ノ肇国ノ精神ヲ顕現スベキ次代ノ大国民ヲ育成」<sup>註3)</sup>することが、国家の基本的な政策課題として掲げられるにいたった。

また以上のように、急速に緊迫化が進む国内体制の戦時体制化は、不可避的に国家のスポーツ行政に対する対応にも、大きな変化が現れることになった。

1937年「国民精神総動員ニ際シテ体育運動ノ実施ニ関スル件」の通牒が、各教育機関並びにスポーツ団体に発せられた<sup>註4)</sup>。それによれば、スポーツは「心身一体ノ鍛錬ニ依リ国民ノ体位ヲ向上セシメ其精神ヲ振作シ国民ヲシテ克ク国家ノ使命ニ応ズベキ健全ナル資質ヲ具ヘシムルヲ本旨トス、而シテ現下ノ重大ナル時局ニ当リテハ国民精神総動員運動ノ趣旨ニ則リ、ソノ効果ヲ挙ゲシムル」ものでなければならぬことを強調したものであった。

この通牒に流れる国家の政策理念は、1939年のスポーツ行政に係わる組織的な再編へと反映していくことになる。すなわち同年、スポーツ行政機構の再編が実施されることによって、ここに新たに厚生省が発足し、その構成部局として体力局が設置されるにいたった<sup>註5)</sup>。これによって体力局は、国民体力向上のための企画、管理、調査に関する事項、スポーツ運動に関する調査研究及び指導に関する事項、スポーツ運動団体に関する事項、明治神宮競技大会に関する事項等を管掌することになった。

いうまでもなく、厚生省が発足するにいたった意義の1つは、この時期に見られた壮丁体位の低下傾向や結核対策をめぐる国民の健康問題と相まって、国家総動員体制の人的基盤となる国民体力の増強問題が、重要国策として位置づけられるにいたったことであった。

その2つは、学校スポーツ以外のスポーツ行政は、すべて文部省から厚生省へと移管されるにいたったことであった。就中、「明治神宮競技大会」は、まさに厚生省が所管する重要催事の1つとして、位置づけられたものであった。

厚生省の発足によって、スポーツ行政機構の抜本的な再編は完了した。これによって、戦時体制に呼応す

るスポーツ及び体力問題に関する行政的な基盤は確立し、1945年太平洋戦争の終結にいたるまでその役割を果たすことになった。

日中戦争勃発以降、国内体制の戦時体制化が急速に進み、それにもとづく国家総動員体制の確立にともなう、国民体力の増強問題は重要国策として重視されるにいたった。厚生大臣 木戸幸一は、「国民体力ノ向上ガ国運進展ニ重大ナ関係」を有する点を強調し、そのために「衛生行政ノ徹底ヲ図リ、且衛生ニ関スル国民ノ自覚ヲ促シテ、体力ノ向上ヲ実行セシメントスルト共ニ、体力向上ノ施設ノ拡充、体育指導機関ノ充実、体育運動等ノ奨励ヲ行イマシテ、健康ノ保持管理ヲ固めるとともに、「国民体力ヲ適正ナル方法ニ依ツテ調べマシテ、之ニ立脚シテ、更ニ体力向上ノ根本的ノ方策ヲ立テルト云ウコトガ必要」であることを強調した<sup>註6)</sup>。

このようにして国民の体力問題は、時局に呼応した喫緊の政策的な課題として、強力な国家管理下におかれることになり、それは、1939年体力章検定の制定<sup>註7)</sup>、ならびに1940年国民体力法の公布<sup>註8)</sup>によって、その具体化を見る運びとなった。

体力章検定については、国民の中核となる15～25才までの青年男子を対象として実施された。検定種目は100m疾走、走幅跳、手榴弾投、運搬(50m)、懸垂屈臂とされ、合格者には体力章が交付された。なお1943年からは、15～21才までの女子の体力章検定が追加された。

また国民体力法は、「国民体力ノ向上ヲ図ル為本法ノ定ムル所ニ依リ国民ノ体力ヲ管理」するために制定されたものであり<sup>註9)</sup>、満26才未満の男子、満20才未満の女子を対象に、身体発育、疾病、運動機能などの体力検査が実施され、その検査結果を記した体力手帳が交付される仕組みに制度化されるにいたった。

1941年太平洋戦争への戦火の拡大を前に緊迫した国内情勢の下で、自治、自由を伝統として展開されてきた、学校における課外活動組織である校友会に対しても、国家による統制が強化されることになった。

それについて文部大臣 橋田邦彦は、「今ヤ興垂ノ聖業日ニ進ミ皇国ノ使命益々重大ヲ加フル」の時期に当って、「負荷ノ大任ニ堪フベキ人物ヲ錬成スルコトハ現下喫緊ノ要務」であるとし、「茲ニ其ノ一方途トシテ在来ノ校友会其ノ他ノ校内団体ヲ再組織」することを通じて、「学校長ヲ中心トシ教職生徒ヲ打ツテ丸トスル団体ヲラシメ」るようにすることが重要であると訓示

した<sup>10)</sup>。

こうして、課外活動組織である校友会が再編され、1940年学校報国団体制が確立することになった<sup>11)</sup>。

校友会を再編して確立されたこの学校報国団は、「全職員及生徒ヲ以テ組織」され、その活動組織として「総務部、鍛錬部、国防訓練部、文化部、生活部」の5部で構成されることになった。こうして従来 of 校友会運動部は、学校報国団鍛錬部に再編され、武道班(柔道、剣道、弓道等)、体錬班(陸上、水泳、相撲、漕艇、ヨット等)、球技班(野球、庭球、籠球、蹴球、排球等)として、学校当局による直接的な指揮、監督を通じて、国家の統制下におかれ再出発することになった。

加えて、スポーツに対する国家の統制は、学校運動部にとどまらず、スポーツ団体にまでも及ぶところとなった。

1941年学生スポーツに対する総合的な統制組織として、大日本学徒体育振興会(会長文部大臣)が設立され、本部、地方支部、道府県支部、専門部、女子部等、全国的な組織体制が確立され、学校種別による全国的なスポーツ大会等の事業も推進されるにいたった<sup>13)</sup>。

また1942年「全国的新体育団体の結成」を図るために、従来からスポーツの全国的な統括組織として設立されてきていた大日本体育会は、大日本体育会(会長 内閣総理大臣)へと再編されるにいたった。これによって、各スポーツ種目別競技団体は解消されることになり、新たに設立を見た大日本体育会の運動部組織として、国家の統制下におかれることになった<sup>14)</sup>。

さらに、1942年武道の全国的な統括組織であった大日本武徳会も、スポーツ団体と同様に再編され、大日本武徳会として名称を維持しながらも、内閣総理大臣を会長とする新組織が確立されるにいたった。こうして、柔道、剣道、弓道、銃剣術、射撃によって構成される武道の総合的な団体として、文部、厚生、陸軍、海軍、内務の5省管轄にもとづく国家の統制団体としてその役割を果たすことになった<sup>15)</sup>。

日中戦争以降の国際情勢の緊迫化は、オリンピック大会の開催にも直接的に影響を及ぼすところとなった。すなわち、1940年第12回オリンピック大会は、すでにIOC総会において東京市での開催が決定しており、その準備体制は確立し、大会開催に向けての具体的取り組みが、東京大会組織委員会の下で着々と進められてきたところであった。

しかし、1938年7月15日、「現下ノ時局ハ挙国一致物心両方面ニ亙リ益々国家ノ総力ヲ挙ゲテ事変ノ目的

達成ニ邁進スルヲ要スル状勢ナルニ鑑ミオリンピック大会ハ之ガ開催ヲ取止ムルヲ適当ナリト認ムル」との閣議決定により、ここに第12回オリンピック・東京大会は取り止められることになった<sup>12)</sup>。

太平洋戦争勃発以降、日本に対する連合国の反攻が開始される1943年にいたって、早くも戦時体制に行き詰まり状況が現れるにいたった。戦局の悪化にともなう非常事態に呼応して、学徒勤労動員体制の確立、食糧管理の強化、軍需物質優先に伴う旅行制限、スポーツ用具の原料統制等、緊迫した国内、国際情勢の展開のもとで、スポーツも新たな転機を迎えることになった。

1943年「戦時学徒体育訓練実施要綱」<sup>13)</sup>、及び「学徒体育訓練実施ニ関スル件」<sup>14)</sup>が公布され、「卒業後其の総てが直ちに将兵として戦場に赴くべきことを想い、之に必要な資質の錬成育成に力むること」が提起されるにいたった<sup>16)</sup>。これを契機に学生スポーツは、中止のやむなきにいたる状況を迎えることになった。

同時にまた、国家総動員体制の国策の下に活動を続けてきた各種スポーツ団体も、その活動の中止を余儀なくされるにいたった。こうして重要国策として位置づけられてきたスポーツは、閉塞状態に陥るにいたり、新たな歴史的な局面を迎えることになった。

## 2. 「大会」の戦時体制化をめぐる諸実相

「明治神宮競技大会」は、1924年わが国で最初の国民的な規模で、かつ唯一の総合的なスポーツ大会として成立した、歴史的な意義を有する「大会」であった。以後本「大会」は、1943年第14回を以って終焉を見るまで、常に国民的な関心と注目を集めた大会としての役割を果たした。

しかしながら、この国民的な規模で展開された「大会」も、1943年第10回を迎えるにいたる歴史的な経緯の中で、その有り様において、大きく変化を見せる過程を辿ることになる。

すなわち、1924年「明治大帝の御聖徳を懐仰する」とともに、「国民の身体鍛錬並精神の作興」<sup>17)</sup>を目的として、「第一回明治神宮競技大会」が、明治神宮外苑競技場を中心として開催されて以降、19年に及ぶ「大会」史の中で、それを象徴する「大会」名の呼称に変化が現われてきたことであった。

まず、第1～2会の「大会」の名称は「明治神宮競技大会」、第3～9回のそれは「明治神宮体育大会」、そして第10～12回のそれは「明治神宮国民体育大会」、

さらに第13～14回のそれは「明治神宮国民錬成大会」と、大会名称は4度に亘って改称されるという推移を辿った<sup>15)</sup>。

しかしながら、こうした動向は単に「大会」名の呼称変更にとどまることなく、「大会」総体としての性格や内容の変化と係わって、事態は展開していくことになった。

とりわけ、1939年国家行政機構の再編によって、厚生省が発足し、「大会」の主管母体が民間団体である明治神宮体育会より、厚生省へ移管されるにいたったことに伴って、その性格や内容の変化が鮮明に現われるにいたった。

この「大会」主管母体の移管について、明治神宮体育会会長 有馬良橘は、国策遂行のための国家的な視点に立って以下のように述べている。すなわち、「今回政府ハ国策ノ重要事項トシテ国民ノ体力向上ニ意ヲ注ガレ曩ニ体育行政中央機関トシテ厚生省ヲ設置セラレ国民体育行政事務ヲ主管セラルルト共ニ直接国民体育の指導誘掖ニ当ラレ候ガ之ヲ念フニ時局ノ重大ト国民体育ノ必要ヲ深く認メラレタルニ基クモノ」に他ならないものとし、「現下ノ時局ヲ顧ミ我国ノ世界ニ於ケル地歩並ニ使命ヲ考ヘ更ニ国民体力ノ低下ヲ憂ヘラレツツアル実情ニ照ラシ国民体力向上ノ問題ハ真ニ現下喫緊ノ急務ト存ゼラレ候此ノ時ニ際シ我国唯一ノ総合体育大会ニシテ国民体育祭典トモ称スベキ明治神宮体育大会ヲ政府自ラ之ヲ主催シ其ノ内容ノ充実強化ヲ図ラレ以テ国民体育ノ国家的意義ヲ一層明確ニセラレ本大会ヲ以テ我国体育運動ノ淵源タラシムルコト」は極めて重要であるとして、厚生省への大会移管の意義を強調している<sup>16)</sup>。

こうして主管母体となった厚生省は、1939年第10回「大会」を開催することになり、その基本方針として、「本大会は、明治天皇の御聖徳を敬仰し奉る神事にして御祭神の御前に国民をして平素における心身鍛錬の成果を奉納せしめ、進んで現下の難局を打開し東亜新秩序建設の礎石たる覚悟を誓い奉り、真に国民精神総動員の具現たらしむると共に一年を通じて我国における体育の中心的行事たらしむること」<sup>17)</sup>を提起し、「大会」開催に臨むこととなった。

この第10回「大会」がもつ歴史的な意義は、第1回「大会」のそれとは明らかに異なり、国策遂行上の政策的な意図が明示され、それにふさわしい「大会」とする方針が打ち出されたことであった。このことについては、「大会」に寄せられた関係者の式辞を通じて、

如実に示されているところである。

すなわち、大会名誉会長となった内閣総理大臣 阿部信行は、「今ヤ我邦ハ国ヲ挙ゲテ東亜新秩序ノ大業ニ邁進シ之ガ完遂ノ為国力ヲ充実シ国運ヲ伸暢スル要愈々切ナルモノアリ而モ国力ノ充実、国運ノ伸暢ハ国民体力ノ向上発達ニ俟ツ所極メテ大ニシテ、国民体育ハ益々其ノ重要性ヲ加フルニ至レルニ当リ、明治天皇ノ御聖徳ヲ敬仰シ国民精神ノ作興ト国民体力ノ向上トヲ目的トスル大会ガ帝都ノ聖域ニ開会セラレ健康日本ヲ代表スル幾萬ノ青年男女諸君ガ明治神宮ノ大前ニ於テ国民体育ノ精華ヲ発揚スルノ盛事ヲ見ルハ邦家ノ為寔ニ慶祝ニ堪ヘザルナリ」<sup>18)</sup>と述べている。

また、大会会長で厚生大臣 小原直は、「今ヤ未曾有ノ重大時局ニ際会シ国家ノ総力ヲ挙ゲテ新東亜ノ建設ニ邁進シツツアルノデアリマス、而シテ之ガ完成ノ為ニハ固ヨリ其ノ方途ハ多々アルノデアリマスガ体育運動ノ実践ニ依リ之ヲ図ルノガ最モ適切ナリト信ズルノデアリマス、本年ヨリ政府ニ於テ本大会ヲ開催致スコトニ相成リマシタノモ、明治天皇ノ御聖徳ヲ敬仰シ御神靈御照覧ノ下ニ国民精神ノ作興ト国民体力ノ増進トヲ図ラントスルノ趣旨ニ由ル次第デアリマス」<sup>19)</sup>とも述べている。

厚生省が主管母体となり、開催することになった第10回「大会」は、その内容においても大きく変化するところとなった。

「大会」開催期は、1927年第4回「大会」以降は隔年開催となっていたが、この第10回「大会」より、最後の第14回「大会」までは、連年に亘って開催されることになった。

また、1931年第6回「大会」から始まった第1期(水上)、第2期(各種競技)、第3期(スキー、スケート)に亘る、3会期制にもとづく呼称変更が第10回「大会」より実施された。すなわちそれは、夏季大会(水上競技、ヨット)、秋季大会(各種競技)、冬季大会(スキー、スケート)として、季節制にもとづく大会名称へと、変更されるにいたったことを意味した<sup>20)</sup>。

「大会」の運営体制は、時局を反映した動員体制で構成されることになり、総裁 秩父宮家、名誉会長 内閣総理大臣、会長 厚生大臣、顧問として全大臣が加わり、業務統轄責任を厚生省体力局長が負う組織体制が確立されることになった<sup>21)</sup>。

開催競技種目は、第1回「大会」においては15種目だったが、第10回「大会」からは、「剣道、柔道、弓道、相撲、国防競技、集団体操、陸上競技、蹴球、ラ

グビー、野球、排球、箏球、漕艇、庭球、ホッケー、馬術、射撃、体操競技、卓球、自転車、水上競技、ヨット、スキー、スケート、の24種目へと競技種目の増加があり<sup>98</sup>、スポーツの普及状況をうかがわせる動向を示した。

就中、この第10回「大会」より、競技種目中に「国防競技」が導入されるにいたったことは、戦時体制化へと移行していく「大会」の性格を如実に示すものであった。この「国防競技」への参加対象は、時代の中核となる中等学校生徒、及び青年学校生徒であり、その競技内容は、「牽引競争、手榴弾投擲突撃、障碍通過、土嚢運搬競争、行軍競争」の5種目で構成され、競争が行われた<sup>99</sup>。

なおこの第10回「大会」より、参加「選手」は、参加「選士」として呼称変更が行なわれた。これに伴って、「参加戦士心得」も、「本大会の趣旨を体して神事奉仕に相応しい厳粛さと敬虔さを以て事に当ると共に戦時下本大会を通して愈々熾に国民の意気と力を中外に顕揚」するものとし、合わせてそれにもとづく留意事項として、「敬神崇祖の念を高め神事奉仕の実を挙げること」、「質実剛健の気風を発揮すると共に真摯敢闘克く競技場より職場に辿る忠烈果敢の日本精神を発揚すること」、「規律統制ある行動をなし団体訓練の実を挙ぐること」が規定されるにいたった<sup>100</sup>。これにもとづいて、第13回「大会」は盛会裡に閉会することになった。それに際して、大会会長（厚生大臣）小泉親彦は次のような閉会の言葉を述べた。「本大会ハ畏クモ天皇陛下 皇后陛下親臨アラセラレマタ総裁 三笠宮殿下ヨリハ優渥ナル令旨ヲ賜ハリナホ総裁宮殿下ヲ初メ奉リ各宮殿下ノ台臨ヲ辱ウ致シマシタルコトハ諸君ト俱ニ関係者一同ノ感激措ク能ハザル所デアリマス」とし、ついで「本大会ニ出場セラレタル諸君ニオイテハ克ク平素鍛錬セル所ヲ發揮シ大東亜戦争ノ完遂ヲ期スル皇国民ノ意気ト力トヲ中外ニ宣揚セラレ本大会ガ所期ノ成果ヲ収メマシタルコトハ邦家ノタメ慶賀ニ堪ヘヌ所デアリマス、願クハ総裁宮殿下ノ令旨ヲ奉戴シテ今後一層心身ノ鍛錬ニ努メ大東亜建設ノ聖業ヲ翼賛シ奉ルニオイテ些カモ遺憾ナキヲ期セラレマスルヤウ切望シテヤミマセヌ」と述べている<sup>101</sup>。

一方、この「大会」に対する新聞報道も、「神宮大会あす開幕 聖徳の旗のもとに 聖戦下の秋に絢爛」、「けふぞ熱戦の火蓋 若き日本の争覇」、「聖恩の旗神宮外苑に翻へる 緋く総力の絵巻」、「興亜日に高鳴る 体育行進 国防競技も初の登場」等に見られるように、

「大会」の国民的な関心を高めるうえで、報道機関も積極的な役割を果たした<sup>102</sup>。

1941年第12回「大会」は、太平洋戦争の勃発を目前に控えた、国内情勢の臨戦体制化に呼応した「大会」となるにいたった。すなわち、この大会実施方針によれば、「大会」は、「明治天皇の御聖徳を懐仰し平素に於ける心身鍛錬の成果を奉納する神事奉仕にして皇国民の気魄と体力とを中外に顕揚し国民錬成の機会たると共に我が体力国策の精髓をなすものなり而して世界的変革期に際し総力を挙げて大東亜共栄圏の建設に邁進せる時挙行せらるる本大会に於ては特に体育の国家的意義の発揚を旨とし愈々熾に剛健真摯なる国民的意気と訓練の実を昂揚せしめ真に高度国防国家の要請に即応したる挙国的大体育祭典」となることが重要である。そのためには「国民体育の国家的意義就中体育に依る国民的意気の昂揚敢闘精神の錬成団体訓練の強化体力の増強国防的各種技能の錬磨の重要性を強調し全国民をして国民体力に対する関心を深からしむると共に之を實踐せしむること」<sup>103</sup>が肝要であると強調している。

また太平洋戦争へと戦火が拡大し、臨戦体制下で実施されるにいたった1947年第13回「大会」においては、「本大会は、明治天皇の御聖徳を懐仰し皇国永遠の興隆の根基を培うため皇国民の心身錬成に努めその成果を明治節の佳節をトシ中央、地方に於て明治神宮に神事奉仕として奉納せんとするものなり、特に今次大会は大東亜戦争の緒戦に於ける皇軍の赫々たる大戦果に応え益々皇国民の志気と体力とを中外に顕揚せんとするものなり」<sup>104</sup>とされ、その開催主旨も一段と時局を反映したものとなるにいたった。

1940年第10回「大会」から、1942年第13回「大会」にいたるまでに、開催競技種目にも大きな変化が現れてきた。すなわち、集団訓練及び戦技訓練の強化を意識して、すでに「国防競技」が位置づけられていたが、これに加え、「海洋競技」、「滑空訓練」、「行軍訓練」が単一種目として導入されることになった。そして第10回「大会」より開催種目として位置づけられていた「国防競技」は、第13回大会より「戦場運動」へと呼称変更が行われる等、臨戦体制に呼応した国内情勢の展開が、開催競技種目の編成にも鮮明に反映されるようになった。

こうした歴史的経緯の中で、1943年第14回「大会」は開催されることになった。しかしながら、太平洋戦争の勃発と、米・英等連合国の反攻が開始される1943

年以降、国内情勢の悪化に伴う非常時体制を迎えて、国家総動員体制の国策の下に展開されてきた「大会」にも、大きな転機が現れることになった。

第14回「大会」の開催に先立って、以下の政府通牒が発せられた。すなわち、「大東亜戦争ノ現段階ニ当リ国民ヲシテ其居住、職場、学校等ニ於ケル日常鍛錬ヲ実践セシメ以テ征戦生産即応ノ心身ヲ錬成セシムル要益々緊切ナルニ鑑ミ本年開催ノ第14回ニ於」いては、「地域、職域等ノ居住実践体ニ最モ近接セル関係ニ在ル全国大会（市町村大会）ニ重点ヲ置き更ニ道府県大会ニ就イテハ今後ニ於ケル戦況ノ推移ニ伴ヒ其ノ計画内容ヲ伸縮確定スル」<sup>16)</sup>ものとなった。

この通牒にもとづいて、第14回「大会」は夏季、秋季、冬季大会とともに、開催規模は地方大会に限定されることになり、また競技日程についても、夏季大会における2日間の開催を除いて、秋季及び冬季ともに1日間の開催とされるにいたるなど、従来の「大会」に比して、運営上大きな変更が行われることになった。

第14回「大会」をめぐるそうした動向は、臨戦体制化における国内、国際情勢の緊迫化を鮮明に反映したものであり、1924年第1回「大会」が開催されて以降、1943年にいたるまで、伝統的なスポーツ行事として恒例化してきたこの「大会」は、他の国内スポーツの動向と同様に逼塞状態に陥り、第14回「大会」をもってその終焉を迎えることになった。

### 3. 大会の歴史的性格

わが国において、スポーツが国家の政策対象となって具体化するのには、1924年第1回「大会」が内務省主管で開催され、同時にこの年、「全国体育デー」の設置、及び第8回オリンピック・パリ大会への国庫補助金の交付が実施されるにいたったことを歴史的な嚆矢とする。

以後「大会」は、国内で唯一の総合的なスポーツ大会として国民的な関心を集め、1943年第14回「大会」をもってその終焉を見るまで、19年間に亘って開催された唯一の総合的なスポーツ大会であった。

この「大会」の基本理念については、すでに明らかにしたように、「明治大帝を懐仰する所以であるばかりでなく国民の心身鍛錬並精神の作興上其の効果の尠からざることを期したものであった。「大会」に対するこの理念は、最後の第14回「大会」にいたるまで、一貫して流れるところとなった。

すなわち、第14回「大会」の開催方針にも示されて

いるように、「明治神宮国民錬成大会ハ明治天皇ノ御聖徳ヲ懐仰シ国民挙ゲテ平素ニ於ケル心身鍛錬ノ成果ヲ奉納スル神事奉仕ニシテ我ガ健民国策ノ精髓ヲナスモノ」<sup>17)</sup>であった。

しかしながら、そうした方針は、各「大会」の精神として底流しつつも、「大会」をとりまく国内、国際情勢の展開の下で、その様相は更に大きく変化していく過程を辿ることになる。とりわけそれは、1939年第10回「大会」以降において、顕著なたちで現われてくることになった。

1931年いわゆる満州事変を契機として、1937年中戦争の勃発、1941年太平洋戦争への戦火の拡大へと、大東亜共栄圏の盟主をめざす国策は、戦時体制に呼応するために、国民精神総動員、国家総動員体制を確立して、その遂行に向けて、強力に国民動員が図られるところとなった。こうして「大会」は、唯一の総合的なスポーツ大会として、同時にまたそれは、天皇制の思想で国民の精神統合を図るスポーツ大会として、戦時体制に呼応する重要国策の1つとして位置づけられ、スポーツを通じた国民動員が積極的に展開されるようになる。

この「大会」に期する国家の政策的意図は、第10回「大会」以降の臨戦体制下における、緊迫化した国内、国際情勢を鋭く反映したものとして現れてくる。それは「大会」に対する政府関係者による以下の見解に象徴的に示されることとなった。

すなわち、第13回「大会」を前にして、内閣総理大臣 東條英機は、「大東亜戦争下、御陵威ノ下、作戦ニ、建設ニ、着々トシテ輝カシキ巨歩ヲ進メツツアルノ秋、スクノ如ク盛大ナル国民錬成大会ガ、特ニ明治神宮ノ御前ニ於テ、奉納挙行セラレマスコトハ、是レ即チ、私共一億国民ノ絶対必勝ノ気魄ヲ、中外ニ示スモノ」であるとし、「惟フニ大東亜戦争ヲ戦ヒ抜キ、以テ肇国ノ大精神ヲ顕現センガ為、私共一億国民ニ求メラルル、根本的要件ハ、申ス迄モナク尽忠報国ノ至誠ニ発スル日本精神ノ昂揚ニ外ナラナイノデアリマス。而モ、此ノ精神力ノ昂揚ハ、全国民ガ、老若男女ノ別ナク、不断ノ錬成ヲ続ケ、以テ強靱ナル体カヲ作り上げテコソ、初メテ、其ノ全キヲ得ラルルノデアリマス。スクシテ、国民錬成ノ成果ハ、直ニ、前線ニ於ケル戦力發揮ノ上ニ、甚大ナル影響ヲ及ボスノデアリマス。今ヤ皇軍ノ精鋭無比ナル如ク、一億国民ノ体力モ亦、世界ニ冠タルマデニ増強セラレナケレバナラナイノデアリマス。此ノ切実ナル体力強化ノ、国家的要求ニ対シ、最モ優

秀ナル成果を挙げツアル諸君ハ、其ノ旺盛ナル気魄ト、卓越セル技能ト、強靱ナル体力トヲ、大東亜戦下ノ此ノ大会ニ於テ、遺憾ナク發揮セラレン」<sup>16</sup>ことを願うものであると述べている。

こうした時代状況を反映して、「大会」は、1939年第10回大会が「明治神宮国民体育大会」、1942年第13回大会が「明治神宮国民錬成年大会」へと、「大会」名の呼称変更が行われることになった。しかしながら、すでに明らかにしたように、この時期にいたる「大会」は、単に大会名の呼称変更にとどまることなく、「大会」総体としての性格の変化を示すことになった。

それは、「大会」の主管母体の変更となって現われた。すなわち、1926年第3回「大会」から、1937年第9回「大会」にいたる12年間に亘った民間団体「明治神宮体育会」の主管から、新たに国家行政機構の再編に伴って設置された厚生省へと、開催権が移管されたことであり、これによって国家主導の大会運営の道が開かれるにいたったことであった。

「大会」の実施方針は、戦時体制化を反映して確立し、「現下ノ熾烈ナル戦況ト一切ヲ戦力増強ニ動員結集スル緊要性ニ鑑ミ」、「大会ヲ通ジ尽忠報国、捨身奉公ノ皇国精神ヲ発揚シ仇敵撃滅ノ旺盛ナル気魄ヲ昂揚」し、「決戦下に相応シク飽ク迄真摯敢闘、規律厳正ヲ旨トシ大東亜指導国民トシテノ鋭刺タル意気トカトヲ中外ニ顕揚スルコト」<sup>17</sup>が強調されることになった。

「大会」役員構成は、大会総裁、三笠宮家、名誉会長 内閣総理大臣、会長 厚生大臣、顧問 宮内、外務、内務、大蔵、陸軍、海軍、司法、文部、農林、拓務、商工、逓信、鉄道、国務大臣等、内閣全閣僚が参与し、挙国一致の組織体制が確立されていった<sup>18</sup>。

「大会」の会期については、1927年第4回「大会」から、1937年第9回「大会」まで、隔年開催であったが、厚生省が主管となった1939年第10回「大会」以降、時局を反映して連年開催となるにいたった。

「大会」における開催競技種目についても大きな変化が現われ、1939年第10回「大会」より、スポーツ種目の増加に加えて、集団訓練や戦技訓練を基調とする「国防競技」が、競技種目として導入されるにいたった。さらに1943年第13回「大会」より、「国防競技」は「戦場運動」へと呼称変更がなされることになり、戦時体制化における「大会」への影響が、直接的にもたらされる状況が現われてくることになった。

太平洋戦争勃発以降、臨戦体制へ向けての国内、国際情勢の緊迫化は、1924年嘯矢の声を上げた第1回

「大会」以降、19年間に亘って継続してきた「大会」にも不可避的に波及することになり、1944年第14回「大会」においては、地方大会の開催に実施方針は縮小され、そしてまた、この「大会」をもって、唯一の総合的なスポーツ大会も終焉を迎えることになった。

顧みて、この「大会」は、1920年代におけるスポーツに対する国民的な関心や要求が、社会的に醸成されてくる時期に成立を見たものであった。その意味では、この「大会」がわが国におけるスポーツの普及と発展に果たした、歴史的、社会的役割を看過することはできない。

しかしながら、一方においてこの「大会」が、国家主導の政策的な意図にもとづく15年戦争へと国民動員が図られ、その結果として、「大会」は逼塞状態に陥り、国民生活の舞台から消滅していくという、いわば負の遺産をその軌跡として振り返る時、スポーツと時代状況との相互関係を、改めて歴史の担い手となる国民のためのスポーツの普及と発展の視点から、問い直すことが重要である。その意味で、この「大会」は、歴史の教訓を今日に託した19年に亘る道程であったといわなければならない。戦後において、改めて新生を見た総合的なスポーツ大会である「国民体育大会」<sup>19</sup>は、以上のような歴史的な課題を体現していく真の実験場とされなければならない。

## おわりに

本稿は、すでに明らかにした「わが国における近代スポーツの展開過程に関する実証的研究—明治神宮競技大会の設立をめぐって—」に続く原著論文である<sup>20</sup>。その研究視角は、1939年第10回「大会」以降において顕在化してきた戦時体制化の過程を、それをとりまく時代状況の中に位置づけることによって、「大会」の果たしてきた歴史的役割を明らかにしようとするものであった。

それは、筆者の方法論の基底にある、「スポーツは時代に生まれ、時代とともに歩み、時代を反映する」<sup>21</sup>、といった命題を具体化したものであったといつてよいであろう。その意味で、「大会」の戦時体制化の過程に見られる諸実相と、それをとりまく時代状況との相互関連における歴史的検討は、今回の研究を通じて前進したものと思量される。

今後託された課題は、「大会」運営の基礎となる財政的な基盤については、今回の研究では未着手となった。「大会」運営に係わる財政構造を明らかにしていく

ことは、「大会」のあり様について、より総合的且つ構造的な究明を進めていくうえで、基本的に重要な検証作業といわなければならない。

その意味で、今後は、「大会」に関する財政関係史料の探索と収集に向け、研究計画を立案して、「大会」が果たした歴史的役割をさらに理論的に究明できるよう志向していきたい。

## 注

- 1) 国民精神総動員実施要綱(閣議決定 昭和12年8月24日).  
この要綱において、趣旨、名称、運動の目標、実施機関、実施方法等が決定され、「官民一体トナリテ一大国民運動」を展開していく組織的な基盤が確立した。こうして国民精神総動員運動が開始されることになった。
- 2) 国家総動員法(法律第55号 昭和13年3月31日).  
この法律は、「戦時ニ際シ国防目的達成ノ為国ノ全カヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スル」ことを目的として制定された。これによって、労働、経済、物資、施設等、国民生活全般に亘る国家統制が確立されることとなった。
- 3) 教育審議会第10回総会「国民学校、師範学校及幼稚園に関する件」の答申(昭和13年12月)にもとづくもの。
- 4) 勅令第7号(昭和13年1月10日)により、厚生省が発足した。同省に体力局、衛生局、予防局、社会局、労働局の5局が設置され、体力局においては、「体力向上ノ企画ニ関スル事項、体力調査ニ関スル事項、体育運動ニ関スル事項、女性産婦、乳幼児及児童ノ衛生ニ関スル事項」が所管されることになった。
- 5) 「国民精神総動員ニ際シ体育運動ノ実施ニ関スル件」(発体69号 昭和12年12月16日)  
この通牒は、全国の教育機関ならびにスポーツ団体へ発せられ、本格的なスポーツの戦時体制化への時期を迎えることになった。
- 6) 第73回帝国議会における、厚生大臣 木戸幸一の厚生行政に対する施政方針演説。
- 7) 厚生文部次官通牒(昭和13年8月1日)を以て制定を見るところとなった。
- 8) 法律第105号(昭和15年4月8日)を以て公布されるにいたった。
- 9) 同上。

- 10) 全国高等学校長会議における文部大臣 橋田邦彦の訓示(昭和15年9月17日)。同主旨の訓示は、専門学校長会議(昭和15年10月1日)、帝国大学長会議(昭和15年10月28日)、官公立大学長会議(昭和15年11月7日)、私立大学長会議(昭和15年11月13日)、私立専門学校長会議(昭和16年1月8日)、女子専門学校長会議(昭和16年1月9日)においても行われた。
- 11) 学校報国団体確立方(文部省訓令第27号 昭和16年8月8日).  
この訓令は、北海道庁長官、府県知事、直轄学校長、公私立大学、高等学校及び専門学校長に発せられた。こうして学校報国団は、国家の統制組織として、全国の教育機関に設置されていくことになった。
- 12) 「オリンピック大会開催取止ニ関スル件」。(厚生省発体第44号 昭和13年7月15日)  
この通牒にもとづいて、第12回オリンピック東京大会の取り止めが正式に決定した。
- 13) 文部省体育局長通達(発体第59号 昭和18年3月29日)による。
- 14) 文部省体育局長通達(発体第60号 昭和18年9月23日)による。
- 15) 大会名称については、各年度「大会」報告書より集約し、作成したもの。
- 16) 「第14回明治神宮国民錬成大会ニ関スル件」。  
昭和18年6月29日、厚生次官通牒が各地方長官宛に発せられた。これにもとづいて、第14回「大会」は地方大会の開催に変更された。
- 17) 第1回国民体育大会は、1946年8月9日～11日まで、京都府を中心とする大阪、西宮、橿原等、近畿3市域で開催されるにいたった。その開催要綱によれば、スポーツを通じて、「民主国家を建設」するとともに、「国民文化の向上」が高く掲げられた。その意味で、国民体育大会は、戦後におけるスポーツ史展開の嚆矢としての役割を果たすことになった。

## 文献

- (1) 拙稿「日本における上からの学校体育と民衆不在のスポーツ」『体育史 31巻』、講談社 P.216(1975).  
拙稿「スポーツ教育」『スポーツを考えるシリーズ 3』、大修館 P.98(1978).
- (2) 内務省『第一回明治神宮競技大会報告書』P.1(1924).



- (3) 大日本体育協会編『スポーツ八十年史』  
P.110(1964).
- (4) 同上, P.105.
- (5) 竹之下休蔵『体育五十年』, 時事通信社  
P.266(1951).
- (6) 中島太郎『近代日本教育制度史』, 岩崎学術出版社  
P.989(1969).
- (7) 前掲『第一回明治神宮競技大会報告書』 P.1.
- (8) 厚生省『第十回明治神宮国民体育大会報告書』  
P.8.
- (9) 同上, P.15.
- (10) 同上, P.44.
- (11) 同上, P.38.
- (12) 同上, P.38, 42, 49.
- (13) 同上, P.17, 59.
- (14) 同上, P.37.
- (15) 同上, P.220-223.
- (16) 厚生省『第十三回明治神宮国民錬成大会報告書』  
P.149.
- (17) 同上, P.28.
- (18) 「東京朝日新聞」(昭和14年10月28日, 29日, 30  
日, 11月3日付).
- (19) 厚生省『第十二回明治神宮国民体育大会報告書』  
P.3.
- (20) 厚生省『第十三回明治神宮国民錬成大会報告書』  
P.1.
- (21) 同上, P.2.
- (22) 同上, P.3.
- (23) 同上, P.3.
- (24) 前掲『第14回明治神宮国民錬成大会報告書』  
P.2-3.
- (25) 同上, P.33.
- (26) 拙稿, 名古屋文理大学紀要第2号,  
P.135-143(2002).
- (27) 拙稿, 「わが国における近代国家の展開と国家の  
スポーツ政策」 体育学研究, 第44巻2号,  
P.132(1999).